

## 第7回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月30日（日）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

4. 欠席委員 0名

### 5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第1号 現況証明願いについて

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について

日程第6 議案第5号 農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

### 7. 会議の概要

議長

ただ今から、第7回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、13番 穀内 和夫 委員、14番 守澤 芳弘 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年12月20日の第6回総会以降で、報告していない業務について報告いたします。

#### 農業委員会業務報告

##### 1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

###### 番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆

面積 99,095㎡のうち49,548㎡

契約年月日 平成27年9月1日

解約年月日 平成29年12月1日

農業経営基盤強化促進法第18条による貸貸借

###### 番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆

面積 99,095㎡のうち49,547㎡

契約年月日 平成27年1月30日

解約年月日 平成29年12月1日

農業経営基盤強化促進法第18条による貸貸借

##### 2. 会議関係について

(1) 1月 7日(日) 大樹町成人式

福祉センター 会長出席

(2) 1月12日(金) 平成30年乳牛改良同志会 定期総会・講習会

J A大樹町 会長欠席

(3) 1月22日(月) 平成30年度第1回町議会臨時会

- 役場 4階議場 会長欠席
- (4) 1月24日(水) 北海道農業者年金協議会臨時総会  
札幌市 会長欠席
- (5) 1月24日(水) 全道農業者年金研究会  
札幌市 会長欠席
- (6) 1月24日(水) 大樹町農業委員会五役・班長会議  
役場 2階中会議室 出席7名 欠席1名
- (7) 1月30日(日) 大樹町農業委員会委員協議会  
農政委員会付託事項
- 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
  - 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画
  - 平成30年度の農地等の利用最適化の推進に関する指針
  - 平成31年度農業予算・施策に関する要望について
- 以上で、業務報告を終わります。

議長 報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 以上で業務報告を終わります。  
日程第2、議案第1号、現況証明願いについての件を議題といたします。  
。提案説明を求めます。

水津局長 議案第1号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。  
今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。  
申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案いたしますので、ご審議方よろしく  
お願い致します。  
以上で、提案説明を終わります。

議長 それでは、1番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主事 議案第1号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 ( 地 番 ) 1 筆

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 7, 498 m<sup>2</sup>

現地調査 平成29年12月21日 第4班 穀内 班長

こちらの案件は、所有者から農地・採草放牧地以外に変更登記したい旨の相談がありましたが、雪が降る前での申請が難しかったため、このタイミングでの申請となりました。本来であれば雪解けを待ってからの申請・現地確認となりますが、この後の議案にもございます、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画、あっせんでの処分を急ぎたい、とのことで、現地調査はあっせんと合わせて行っております。

現在畑として使っていない農地を、本現況証明で登記簿地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について、調査班より報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番

それでは、報告いたします。

穀内委員

議案第1号、現況証明願いですが、(地区)の(申請者)より申請があったもので、12月21日に現地調査を実施しております。

申請地は、現在畑として利用されておらず、倉庫や農機具等が点在しています。今後も畑としての利用は考えられないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案第1号、現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は3件でございます。内容は、売買による所有権移転が2件、賃貸借による貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計4,824㎡

理由 譲渡人 譲受人の希望

譲受人 同上理由による買受

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 445,474.26㎡

経営地合計 445,474.26㎡

労働力 2名

家畜の状況 なし

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 一部連作

売買 650,000円（10a当たり135,000円）

地区担当委員 原口 武実 委員

番号2番

譲渡人（地区）（氏名）

譲受人（地区）（氏名）

土地の表示（地番）以下7筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計135,738㎡

理由 譲渡人 譲受人の希望による譲渡

譲受人 経営規模の拡大

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 1,421,947.34㎡

使用収益権を有する土地 1,641,708.04㎡

経営地合計 3,063,655.38㎡

労働力 11名

家畜の状況 乳牛 986頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 一部連作

売買 21,718,000円（10a当たり160,000円）

地区担当委員 金曾 浩文 委員

番号3番

貸主（地区）（氏名）

借主（地区）（氏名）

土地の表示（地番）以下2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 計27,093㎡

理由 譲渡人 相手方の要望

譲受人 経営規模の拡大

譲受人の経営地の状況

自作地

所有地 697,729.00㎡

使用収益権を有する土地 2,241,678.00㎡

経営地合計 2,939,407.00㎡

労働力 19名

家畜の状況 乳牛 1,151頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 一部連作

賃貸借 163,000円（10a当たり6,000円） 3年間

地区担当委員 太田 福司 委員

1番と2番の案件は、売買による所有権移転の案件となります。

3番は、賃貸による権利の設定の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、地区担当委員より、調査報告を求めます。

番号1番について、原口 武実 委員から報告願います。

7番

議案第2号、1番について報告いたします。

原口委員

内容については事務局から説明があったとおりですが、遺産分割による農地の売買の案件となります。

申請地は譲受人の経営地と隣接しており、明渠により分断されて面積が小さいですが、譲受人が農地の全てを効率的に利用できると見込まれ、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

次に、番号2番について、金曾 浩文 委員から報告願います。

16番  
金曾委員

議案第2号、番号2番について報告いたします。  
譲受人の経営拡大による売買の案件となります。  
譲受人は意欲的に営農しており、農業機械、労働力、技術的な面からも、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。  
また、申請地は以前から譲受人が賃貸していた農地であり、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、番号3番について、太田 福司 委員から報告願います。

5番  
太田委員

議案第2号、3番について報告いたします。  
借主の経営拡大に伴う賃貸借案件になります。  
借主は意欲的に営農しており、農業機械、労働力、技術的な面からも農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。  
また。周辺に借主の経営地はありませんが、賃貸借することによる隣接農地の分断等も無いため周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご全員異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
日程第4、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。



水津局長

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は3件でございます。内容は、新規の売買が1件、賃貸借が1件、更新の賃貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 19,857㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成30年1月31日

対価の支払期限 平成30年3月8日

土地の引渡時期 対価の支払日

金額 3,330,000円 指定口座に振込

売買あっせん 10a当り168,000円

あっせん会議 平成29年12月21日 第4班 穀内班長

番号2番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 12,978㎡のうち2,000㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年2月1日

終期 平成35年1月31日

期間 5年

金額 10a当り2,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込  
新規

地区担当委員 金曾 浩文 委員

番号3番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下5筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計126,660㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年2月1日

終期 平成40年1月31日

期間 10年

金額 10a当り5,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込  
更新

1番につきましては、(利用権の設定をする者)からあっせんの申出があったもので、平成29年12月21日に第4班 穀内 班長のもとあっせん会議を開催しております。

2番につきましては(利用権の設定をする者)から賃貸あっせんの申出があったもので、今村 委員から石坂地区で周知しましたが希望者がおらず、隣接農地の耕作者がいる開進地区に範囲を拡大したところ、隣接農地の耕作者である(利用権の設定を受ける者)が借りることになったものです。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番の内容について、調査班より報告を求めます。

第4班班長 穀内 和夫 委員より、調査報告を求めます。

13番  
穀内委員

議案第3号、1番の件について報告いたします。譲渡人は（利用権の設定をする者）、譲受人は（利用権の設定を受ける者）の売買あつせんで、12月21日にあつせん会議を開いております。

対象地は東和地区ですが、隣接している耕作者が（地区）、（地区）のため範囲を拡大し地区農事組合に周知し、売買の公募を行いました。売買予定者は、あつせん希望者の（利用権の設定を受ける者）に会議で決定しました。

過去の売買実例から単価を参考に決定し10a当り168,000円で、総額 3,330,000円であつせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

次に、番号2番の内容について、調査報告を求めます。

地区担当 金曾 浩文 委員より、調査報告を求めます。

16番  
金曾委員

議案第3号、2番について報告いたします。

この案件は新規の案件で、（利用権の設定をする者）から農用地利用集積の申出があったものです。（地区）では借受希望者がいなかったため、（地区）に拡大し地域調整した結果、隣接農地を所有している（利用権の設定を受ける者）に貸し付けることで決定しました。

賃料については、土地が狭いため10a当り2,000円で設定し、両者に内容を提示し了承を得ております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

番号3番の件については、集積計画の更新のため地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第3号、番号1番から3番について、農業経営基盤強化促

進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の決定及び意見書の提出についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)の決定及び意見書の提出について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)」は2件でございます。

この農用地利用配分計画(案)及び意見書の内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)の決定及び意見書の提出について説明いたします。

#### 1. 農用地利用配分計画(案)

番号1番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

募集区域 (地区)

権利の設定をする土地

所在 (地番) 以下3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計38,882㎡

所有者 (氏名)

以前の利用者 (利用権の設定を受ける者)

設定する権利

権利の種類 賃借権

内容 普通畑

始期 平成30年3月24日

終期 平成36年12月21日

期間 6年9ヶ月

借賃 年額 233,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込  
農地配分調整会議 平成29年12月1日 第4班 穀内班長

番号2番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

募集区域 (地区)

権利の設定をする土地

所在 (地番) 以下3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計87,226㎡

所有者 (氏名)

以前の利用者 (利用権の設定を受ける者)

設定する権利

権利の種類 賃借権

内容 普通畑

始期 平成30年3月24日

終期 平成36年12月21日

期間 6年9ヶ月

借賃 年額 364,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込  
農地配分調整会議 平成30年1月15日 第1班 宮嶋班長

番号2番の農業委員会の意見としましては、「この度、照会のあった農用地利用配分計画(案)は、募集区域に周知を図り十分な農地の利用調整が図られており、既に安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、以前から利用されている農業者が地域の核となり、安定的な農業経営を目指していける農用地利用配分計画(案)となっていることから、適当であると認める。」と、なっております。

本案件につきましては、中間理事業を通じて、借受者が北海道農業公社から転貸される案件で、農地の配分(案)を協議していただきました。なお、賃料につきましては、貸主から公社への賃貸期間が10年間となっているため、途中の変更は原則認められずその賃料と同額となります。

後ろのページに添付してあります農地利用配分計画(案)に添付する点検

表に記載された通り、貸付先決定ルールに則り利用調整がされていることを申し添えます。

また、図面等も添付しておりますので、ご確認願います。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番の内容について、調査班より報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員より調査報告を求めます。

13番

議案第4号、1番について報告いたします。

穀内委員

本案件は平成26年度に（前所有者）が北海道農業公社に貸し付けた後、（利用権の設定を受ける者）に転貸されていたものの、転貸期間が平成30年3月23日で満了となることから、新たに農用地利用配分計画を作成するものです。前回の計画作成時には（利用権の設定を受ける者）の意向により、期間を3年間に設定しましたが、今回利用調整を行った結果、再度、（利用権の設定を受ける者）が利用することになったため、期間は10年間の残存年数である6年9か月となります。

12月1日に、班会議を開催し、利用調整を行いました。

以上、ご審議のほどよろしくお願います。

議長

次に、番号2番の内容について、調査班より報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員より調査報告を求めます。

4番

議案第4号、2番について報告いたします。

宮嶋委員

本案件は平成26年度に（前所有者）が北海道農業公社に貸し付けた後、（利用権の設定を受ける者）に転貸されていたものの、転貸期間が平成30年3月23日で満了となることから、新たに農用地利用配分計画を作成するものです。前回の計画作成時には隣接地に（利用権の設定を受ける者）の経営地が無かったため、公社の意向により期間を3年間に設定しましたが、今回利用調整を行った結果、再度、（利用権の設定を受ける者）が利用することになったため、期間は10年間の残存年数である6年9か月となります。

1月15日に、班会議を開催し、利用調整を行いました。

以上、ご審議のほどよろしくお願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第5号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第5号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地の賃借料情報提供」は、農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報提供について地区及び実勢価格についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第5号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供について説明いたします。

農地の賃借料情報の提供につきましては、農地法第52条の規定に「農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行う事」と定められています。

別紙に昨年1年間の許可及び公告のあった賃貸について、地区ごとに分けて整理しております。農地保有合理化事業や転貸による賃貸情報は除いています。

また、実勢価格の平均値は、筆数で平均値を出しているのもので、比重案分しているものではありません。

北部

平均 5, 900円

最高 6, 500円

最低 3, 400円

筆数 29筆

中央部

平均 5, 500円

最高 6, 300円

最低 2, 000円

筆数 124筆

沿岸部

平均 5, 400円

最高 6, 300円

最低 2, 800円

筆数 66筆

この賃料情報は3月号の広報紙にも掲載する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第5号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。



次に連絡事項に入ります。  
事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、2月27日火曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上をもって、第7回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 1月30日

会 長 金谷正喜

委員(13番) 穀内和夫

委員(14番) 寺澤芳弘